

高齢者の

補聴器



購入費を 助成します

対象者

⚠ 次の要件をすべて満たす方

- ・銚子市在住の65歳以上の方
- ・市民税非課税世帯の方
- ・耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用が必要と認められた方
- ・購入時に補聴器の調整を受け、購入後も点検を受けることができる方
- ・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方

助成金額

補聴器本体購入費用額
(対象は1台分)

上限 **20,000円**

助成対象外費用

以下の費用は助成の対象外となります。

- ・診察料、検査料等の受診費用
- ・証明書作成の文書料
- ・補聴器の保守料や修理費
など

お気軽に
ご相談ください



〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1番地の1
銚子市役所 高齢者福祉課 高齢者福祉班
電話番号 0479-24-8754(直通)

手続きの流れ

1

市に相談する

高齢者福祉課 高齢者福祉班までご相談ください。
申請書類一式をお渡しします。

まずはご相談
ください!



2

耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師による証明書(市指定様式)
の交付を受けてください。

※診察料、証明書作成の文書料等は自己負担となります。



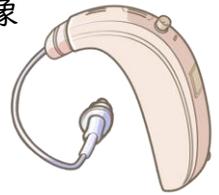
3

補聴器を購入する

※管理医療機器認証補聴器が対象

補聴器販売店で補聴器を購入し、自分に合わせて調整
してもらいましょう。

販売店の方に補聴器調整完了証明書(市指定様式)と
領収書の交付を受けてください。



4

市へ申請する

次の4点をご用意ください。

助成金
交付申請書

医師による
証明書

補聴器調整
完了証明書

領収書の
写し

なお、市外からの転入等の事情により、銚子市で課税状況を確認できない場合は、
非課税証明書の提出が必要です。

5

市に請求する

審査後、助成金交付(却下)決定通知書を送付します。
決定通知書が届きましたら、助成金交付請求書(市指定様式)で
助成金の交付請求をしてください。

6

助成金が振り込まれる

ご指定の口座にお振込みします。

